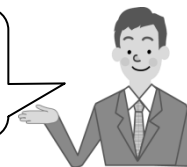


☆ 知っておきたい「合理的配慮」の対応について
～障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応より～



今年度、福島県の教員となりました。「合理的配慮」について、福島県の教員として気を付けることがありますか？

「合理的配慮」について、福島県教育委員会は具体的な例を示していますので、一部を紹介します。



福島県教育委員会における

障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

（平成 28 年 4 月 1 日施行）

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものでありますが、具体例としては、次のようなものがあります。

なお、ここで紹介されている具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限らないことに留意する必要があります。

【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例】

（一般的な対応における例）

- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から休憩の申し出があった際に、別室を確保し、又は臨時的休憩スペースを設けるなどする。

離席しやすい状況を作っておきます！

（学校教育分野における例）

- 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減したり、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らしたりするなど、個別の障がいの特性に応じた校内の環境を変更する。



テニスボールを使った緩衝材

【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例】

（一般的な対応における例）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。

例「もう一度、話します。」

（学校教育分野における例）

- 介助等を行う保護者、他の児童生徒、支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機等を認める。



【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

（一般的な対応における例）

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意の発声や発作等の可能性がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室等のスペースを準備する。

（学校教育分野における例）

- 入学試験において、障がいのある受験者に必要な情報や合理的配慮を受けるための諸手続等を実施要綱で明確に示し、別室試験、時間延長、その他必要な配慮を行うなど、受験に際し不利益が生じないようにする。

福島県立中学校入試：高校入試*¹においても、配慮等の申し出ができます。

参考：福島県教育委員会「福島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（平成28年4月1日施行）



正当な理由が存在しないことを前提として、不当な差別的取扱いに当たり得る例として、「学校教育分野」において下記のように示しています。しかし、あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られているものではないことに、留意する必要があります。

（学校教育分野における例）

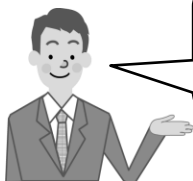
- 障がいを理由に学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付ける。

【参考】（不当な差別的取扱いに当たらない具体例）

- 障がいのある幼児児童生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成する。
- 学校、社会教育施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認する。

参考：福島県教育委員会「福島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（平成28年4月1日施行）

いろいろと参考になりました！障がいがあっても、なくてもみんなが笑顔で学べる学級をつくっていきたいです！



これは、福島県教育委員会が示したものです。福島県の教員として、しっかりと理解し、対応したいですね。

* 1 福島県立中学校入学者選抜実施要綱・福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に、「障がい等のある志願者に対する配慮」が掲載され、受験上の配慮について申請することができます。